



あなたにも、マイナンバー。はじまります。 第6回 マイナンバー講座

マイナンバー

申請した方に、平成28年1月から個人番号カードを交付します。

①個人番号カードとは？

申請者に交付される、プラスチック製のICチップ付きカードです(券面に、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の顔写真等が表示されます)。本人確認のための身分証明書のほか、コンビニ交付サービス、e-Tax等の電子申請等に利用いただけます。

※申請方法は、通知カードに同封される申請書・案内をご覧ください。

※住民基本台帳カード(平成27年12月末をもって交付終了)と個人番号カードを重複して持つことはできません。

②個人番号カードの受け取り

受け取りが可能になりましたら、平成28年1月以降、「交付通知書(はがき)」でお知らせします。交付通知書受領後、指定された交付場所で個人番号を受け取ってください。

◆受け取りの際必要な物

通知カード、交付通知書(はがき)、本人確認書類(運転免許証等原本)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)・印鑑登録証(お持ちの方のみ)

※個人番号カード(プラスチック)の交付を受ける場合、通知カード(紙)は返納していただきます。

※交付開始当初は混雑が予想されます。受け取りまでに期間がかかる場合があります。

※カードの受け取りは、原則本人です。お渡しする際に、顔認証システムにより、同一人物でないかと判定された場合、再度申請が必要になります。

※やむをえない理由(病気、身体の障害等)により、交付場所に行けない場合に限り、カードの受け取りを委任できます。下記まで相談ください。(仕事はやむをえない理由に該当しません。)

通知カードを受け取れていない方へ

約3か月間、市でお預かりします。お手元に届いていない方は、住所のある地域の本庁・各総合支所へ問い合わせください。

◆問合せ先

本 市民生活課 ☎(21) 2126 **大** 生活環境課 ☎(43) 9209
藤 生活環境課 ☎(62) 0903 **都** 生活環境課 ☎(29) 1102
西 生活環境課 ☎(92) 0306 **岩** 生活環境課 ☎(55) 7754

個人番号カードで、証明書のコンビニ交付が始まります。

個人番号カード(プラスチック)を使用し、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、下記証明書が取得できます。

①証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書(登録している方のみ)、所得証明書、住民税決定証明書※住民票の写しは本人と同一世帯、その他は本人の証明書

②発行手数料

180円(市役所窓口での発行は200円)

③利用できるコンビニ

セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートなど

④証明書交付時間

6時30分～23時(12月29日～1月3日、メンテナンス時除く)

◆問合せ先

本 市民生活課 ☎(21) 2126 **本** 市民税課 ☎(21) 2261

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバーのコールセンター ☎0570-20-0178(マイナンバー)



平成28年度市民活動推進事業 “とちぎ夢ファール”募集及び説明会

市では、共に考え共に築きあげるまちづくりを進めています。この事業は、市民の皆さんからの寄付と公金で運営する“市民協働まちづくりファンド”を活用し、主体的・公益的な市民活動を応援するものです。

■補助の対象となる団体

主に市内で活動を行う3人以上の非営利活動団体(市民活動団体、ボランティアグループ、NPO法人、自治会、PTA、育成会など)

■補助の対象となる事業

自らの企画提案によるもので、原則として新たに実施する公益的な事業※政治活動、宗教活動または営利を目的とする事業は対象外

■補助の種類・内容

≪スタートアップ補助≫(Aコース) 新規事業若しくは新規事業を起すための準備又は新規の地域コミュニティ活動	○補助割合 補助対象経費の10/10以内 ○補助限度額 5万円まで ○補助期間 1年
≪ステップアップ補助≫(Bコース) 既存団体の新規事業又は既存事業の充実若しくは拡大事業	○補助割合 補助対象経費の3/4以内 ○補助限度額 10万円まで ○補助期間 A～C通算で継続最長5年
≪ジャンプアップ補助≫(Cコース) 市内の広域的な地域の活性化につながる複数回実施する事業又は複合的に行う事業	○補助割合 補助対象経費の2/3以内 ○補助限度額 30万円まで ○補助期間 A～C通算で継続最長5年
≪まちづくりパワーアップ補助≫(Dコース) 市全体の活性化につながる事業又は合併前の市町間を超え、相互に交流及び連携を図る事業	○補助割合 補助対象経費の2/3以内 ○補助限度額 50万円まで ○補助期間 継続最長3年

※B・Cコースについては、3年目以降、補助割合を2分の1以内とします。

■応募受付期間

1月4日(月)～2月3日(水)(提出期限厳守)

※申請書内容の相談は1月29日(金)まで。

■応募書類

・**本** 地域まちづくり課・各総合支所地域まちづくり課・とちぎ市民活動推進センターかららにて配布。**昨年と変更になった部分がありますので、募集案内・記入のポイント等をよくご覧ください。**市ホームページからダウンロード可。

■審査方法

事業を実施するにあたっては、審査を受けていただきます。

・一次審査(書類審査)・二次審査(公開プレゼンテーション) 3月13日(日)予定

■提出先

本 地域まちづくり課、各総合支所地域まちづくり課に直接。

◆平成28年度事業の募集にあたり、説明会を開催します。

補助事業の概要や提出書類の書き方などを説明しますので、申請希望の団体の方は、必ずいずれかの説明会に参加ください。

- 1月13日(水) 19時～ とちぎ市民活動推進センター
- 1月14日(木) 19時～ 都賀総合支所
- 1月15日(金) 19時～ 岩舟総合支所会議室棟

本 地域まちづくり課 ☎(21) 2332

相談業務の案内

相談は気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

本 = 本庁 **都** = 都賀総合支所
大 = 大平総合支所 **西** = 西方総合支所
藤 = 藤岡総合支所 **岩** = 岩舟総合支所

相談	日時	場所/問合せ先
○弁護士相談 (事前に要予約)	1月8日(金) 22日(金) 10:00～12:00	本庁舎/ 本 市民生活課 ☎21-2122
	1月21日(木) 10:00～12:00	大平隣保館/人権・男女共同参画課 ☎43-6611 ☎0120-46-7830
	2月15日(月) 10:00～12:00	藤岡公民館/ 藤 生活環境課 ☎62-0903
	2月10日(水) 10:00～12:00	都賀総合支所/ 都 生活環境課 ☎(29)1102
	1月13日(水) 10:00～12:00	西方総合支所/ 西 生活環境課 ☎(92)0308
	2月8日(月) 10:00～12:00	遊楽々館/ 岩 生活環境課 ☎(55)7763
○総合相談 (行政・人権・家庭児童・青少年)	1月8日(金) 22日(金) 10:00～12:00	本庁舎/ 本 市民生活課 ☎(21)2122
○宅地建物相談(土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談)	1月8日(金) 10:00～12:00	本庁舎/ 本 市民生活課 ☎(21)2122
○合同相談 (行政・人権・心配・困りごと)	1月12日(火) 9:30～11:30	ふるさとふれあい館/ 大 生活環境課 ☎(43)9211
	1月26日(火) 9:30～11:30	老人憩いの家/ 都 生活環境課 ☎(29)1102
	1月18日(月) 13:00～15:00	西方保健センター/ 西 生活環境課 ☎(92)0308
○市民相談(日常生活の問題など)	1月8日(金) 13:30～15:30	遊楽々館/ 岩 生活環境課 ☎(55)7763
	月～金曜日 9:00～17:00	本庁舎市民相談室/ 本 市民生活課 ☎(21)2122
○消費生活相談	月～金曜日 9:00～16:00	入舟庁舎/消費生活センター ☎(23)8899
○年金相談	1月12日(火) 10:00～12:00	大平隣保館/ 本 人権・男女共同参画課 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
○外国人相談	1月16日(土) 20:00～22:00	大平隣保館/ 本 人権・男女共同参画課 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
○行政相談	1月12日(火) 10:00～12:00	藤岡公民館/ 藤 生活環境課 ☎(62)0903
○人権相談	月～金曜日 8:30～17:15	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター ☎(24)2444 本 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
	2月10日(水) 10:00～12:00	藤岡公民館/ 本 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
○いじめ相談電話 土・日・祝日・時間外は留守 番電話・FAX	月～金曜日 9:00～17:00	本庁舎/青少年育成センター ☎(24)0667 FAX (21)2690
○青少年相談(非行問題・不登校など)	月～金曜日 9:00～17:00	本庁舎/青少年育成センター ☎(23)6566 FAX (21)2690
○家庭児童相談 (0～17歳の子とその家族)	月～金曜日 9:00～16:00	本庁舎/家庭児童相談室(こども課内) ☎(21)2227
○ドメスティックバイオレンス相談 (配偶者等からの暴力)	月～金曜日 9:00～16:00	本庁舎/ 本 こども課 ☎(21)2229
○就労支援相談(事前に要予約) (35歳以下の就労相談)	毎週月曜日(祝日を除く) 13:00～21:00 第1・3土曜日 17:00～21:00	栃木勤労青少年ホーム/栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113